

Vol.34

2010.10
October

京都

ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 平成22年度 社団法人 京都府介護支援専門員会 第6回総会
- 3 特集1 新会員インタビュー
- 3 特集2 会員からの質問
- 8 お知らせ
- 8 編集後記

平成22年度

京都府介護支援専門員会 第6回総会報告

第6回総会を6月26日(土)に開催いたしましたのでご報告いたします。

日 時：平成22年6月26日(土) 14：00～

場 所：京都テルサ

出席者：953名(会場出席87名、委任状866名)

欠席758名、会員総数=1,711名

内 容：

【上原会長挨拶】

介護保険制度が実施されてから10年が経過した。昨年は政権交代があり、民主党政権が誕生し、菅総理は「強い経済、強い財政、強い社会保障」の一体的実現を目指すとやっている。この「強い社会保障」については、小泉政権が「社会保障は浪費あるのみ」として社会補償費を5年間で毎年2,200億円、5年間で1兆1,000億円も削減した。その結果起こったのが「医療崩壊」、「介護崩壊」であり様々な問題が起こった。それを是正しようとするのが今度の政府の政策である。私たちは「社会保障を充実させることは決して無駄遣いではない、様々な雇用を生み出すからひとつの産業である」と言ってきた。今後どうなるか見ていかなければならないが、現場の声や状況が一番わかっている我々が介護保険を良くしていくといった提言をしなければならない。

現場では利用者さんからいろいろ不満がでるかと思うが、一人ひとりでは文句をいっても大きな声にはならない。我々は京都府介護支援専門員会、日本介護支援専門員協会といった組織をもっており、そこを通じて、政府・厚生労働省に提言していくことができる。そこで必要になるのが、日本介護支援専門員協会の存在である。京都府介護支援専門員会は、京都府や京都市のパイプはもっているが、政府・厚生労働省へのパイプをもっているのは日本介護支援専門員協会だけである。その日本介護支援専門員協会を支えていくのは、我々一人ひとりの会員

であり、その会員数は大きな力となる。出来る限り多くの会員の皆様方の日本介護支援専門員協会への加入をお願いしたい。

一方、京都府介護支援専門員会は、京都府・京都市と協議をしながら会員の皆様が仕事をしやすいようにいろいろな努力をいっている。また、府市民に対しては、介護支援専門員の仕事を理解していただくため、あらゆる努力をしている。総会資料にあるように京都府、京都市に多数の委員を送り込んでいる。

また、会員の皆様には、いろいろな研修会の開催及び相談事業を行っている。さらに、情報提供についても、できるだけ早く会員の皆様方に提供できるようにホームページ等を通じて発信している。

今後とも京都府介護支援専門員会並びに日本介護支援専門員協会へのご協力とご指導・ご鞭撻をお願いしたい。

【議 案】

議 長：上村靖彦

議事録著名人：中藤正一、吉岡篤弘

第1号議案(平成21年度事業報告について)

第2号議案(平成21年度収支決算報告について)

第3号議案(平成22年度補正予算(案)について)

報 告 事 項(諸規定について)

以上1号議案～3号議案については原案通り可決された。

【特別講演】

「ケアプラン点検支援マニュアル」をうまく活用するためのコツ

京都市介護保険課担当課長 徳永 博己氏

京都府介護支援専門員会理事 川添チエミ氏

特集1

新会員インタビュー

調査・研究委員会より ～新入会員さんへインタビュー～

昨年度は皆様のご協力をいただき、「主任介護支援専門員」「施設ケアマネジャー」等、様々なアンケート調査を実施しましたが、今年度は、新会員さん対象に「インタビュー調査」を計画しています。早速、第1回目は総会当日。ご本人の了解を得、一部紹介させていただきます。

Q. 入会の動機は、どのようなことでしょうか？

A. 京都で、初めて介護支援専門員として働くことになったから。これまで、生涯研修手帳によるステップアップが気に入っていたので、研修には積極的に参加していた。京都で同じ制度がないのは残念だが、これからも研修には、コンスタントに参加したい。

Q. 研修の他に会に期待することはありますか？

A. 情報を得たい。法改正や大きな動きについて、自分で情報を得ることは難しいし、わからないことも多いので、会から情報が欲しい。また、業務について一応知っていても、それが望ましいかどうかわから

ないし、自分のやっていることが本当にこれでいいのか、確かめたい。

そして、「新一年生と同じなので、会の基礎的なこと、たとえばブロックのことなどがまだわからないが、交流の場があるなら参加したい、できることはお手伝いしたい」と、頼もしい言葉もいただきました。新しく仲間に入られた方が、会活動に容易にアクセスできるよう、もっと「見える」「わかりやすい」工夫が必要ではないかと感じました。

委員会では、このようなインタビュー調査を、数回行い、最終年度末にまとめたいと予定しています。フレッシュな皆さんのお声、忌憚のないご意見をお聞かせいただけたらと思います。声がかかりましたら、是非ご協力よろしくお願いいたします。

調査研究委員 南出裕美子

特集2

会員からの質問

(サービス担当者会議について)

今回の特集は会員の皆様から頂いた質問とその回答です。その中でも特に質問が多いサービス担当者会議について特集します。

関連項目が当会ホームページ>メンバーページ>最新

情報の8月6日の記事、介護保険最新情報vol.155『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について』にも掲載されています。こちらも併せてご覧ください。

質問及び回答

Q. 新規認定でサービスを受ける場合、各サービスが開始になるまでは（やむえない場合）個別に担当者会議を開き個別に第4表に記録してもよいか。

必ず、すべてのサービスが一同に集まって（すでに担当者会議が終わっている事業所に同席してもらう、照会する等）開催しなければいけないのか。

A. 当然、全員が集まれるように努力をしたという前提ですが、「やむを得ない場合」の内容にも依るのではないのでしょうか？ 個別に複数回のサービス担当者会議を開催されるとイメージしましたが、キーマンが出席したサービス担当者会議が開催されれば、すべてが一同に集まらなければいけないという必要はありません。平成22年度 介護保険サービス事業者等集団指導資料P450(9) P451(14)を参照。但し、一同に集まる事の最大のメリットはお互いに情報が共有できる事です。止むを得ず一同に集まれなかったとしても、サービス事業所間で情報が共有できるような工夫をする必要はあるでしょう。

Q. 区分変更申請を提出するまでに担当者会議を開催できなかった場合、申請提出後に担当者会議を開催しても減算とならないか、ならないのであれば申請書提出後、いつまでに開催しなければいけないのか。

A. 区分変更前のサービス担当者会議の意義（目的）は区分変更申請を行う必要性に関する意見を専門家に尋ね協議する場、（区分変更申請が必要なほどの）状況の変化を周知し、その状況に対応した新たな暫定ケアプラン原案を協議するする場の意味合いが強い性質のものです。サービス担当者会議を経ないで区分変更申請することが果たして如何なものかと言う疑問も生じるのではないのでしょうか？ 申請前にどの様な（程度）開催の努力がなされたか？ サービス担当者会議開催前に申請を出す必要性（緊急性）の有無やその内容、提出後に介護支援専門員がどの様に動いたのかも勘案した上で判断されると思います。

Q. 新規で認定を受けてサービスを受ける場合、サービスが開始されるまでに担当者会議が開催できなかった場合はサービス提供開始月中に担当者会議を開催すれば減算とならないか。

A. 開始月中に開催されていれば減算までではないものと思いますが、ケースの内容やサービス開始の緊急性の内容、サービス担当者会議遅延の理由によっては判断が分れるかもしれません。

Q. 認定の有効期間が6/30までの場合。審査会が7/10であると、6月中に担当者会議を開催しないと減算か。7/10以降で当月中のみでよいか。また、6月中が必要な場合、介護度が同じ時は、すべて照会でよいか。すべて照会とは、家族、本人も含むのか、事業所のみの意味か。

A. 認定結果の遅れがある場合、サービスを継続させるとするならば新たな認定期間までに（この場合6月中に）暫定プランを作成しサービス担当者会議など通常の更新を受けた時と同様のプロセスを経ている必要があります。

認定結果が出た時点で、認定結果がこの暫定プランに位置付けた介護度と等しい、暫定プラン完成後に利用者及び家族等の状況やニーズに何ら変化がない、ケアプラン内容や援助に関する留意点などに変更がない等の全ての条件が満たされている場合について、当該暫定ケアプラン内容を転写し、認定結果が記載されたいわば「正式な（＝暫定プランに対しての表現）」ケアプランを作成する訳ですが、この場合については事業所へは照会と言うよりは報告でもよいと思います。

ただしこの場合にも本人、家族へのケアプランへの説明・承認・交付の義務はあると思いますので面会なしというのは論外と考えます。

事例毎の詳細が判りませんので前述はあくまで「一般的な話」としてご承知おき下さい。ご呈示頂いた内容以外にその時々利用者さんの状況によっては異なった取り扱い（指導）がされることもある可能性はご理解頂きたいと存じます。

全体を通しての印象

サービス担当者会議についてはケアマネジメントプロセスの一部でありケアマネジメントを正確かつ円滑に行

うための手順の一部であると思います。その意義を踏まえたうえで考えますと、その時々サービス担当者会議を何時若しくは何時までに行う必要があるのかは容易に判断できます。まずはその意味を踏まえて判断すべきかと。また指導についてはその目的のひとつに法令順守が挙がっていますが、その元になる介護保険法の理念は利用者の尊厳保持が第一に掲げられていることはご存知のとおりです。会議の開催はケアマネジメントの目的とするところではなく、全ては利用者の尊厳保持や自立支援に向けたケアマネジメントプロセスを円滑に遂行するための手段の一つであると考えます。

過去の実地指導については、確かに書類の有無や日付だけを見るような印象がありましたが、保険者の給付適正化事業によるケアプラン点検も始まり、最近の実地指導等ではそのプロセスがきちんとされているか？という視点での指導への過渡期かと思われまます。サービス担当者会議を例にとりますと集団指導資料や自主点検表にはやむを得ない事情として、サービス担当者会議の出席要請を行ったが事業所の都合で出席出来なかった場合が挙げられ、事業所に対する照会に代えられる旨が書かれています。この辺りでもサービス担当者会議の日程調整に於いて〇月〇日の〇〇：〇〇～の一点しか設定せず全ての事業所の参加が得られなかった場合と〇月〇日～〇月〇日の間に調整を図ったが何処の参加も得られなかった場合では(こんなことはまずないことと思いますが)全く印象が違いますし、何故その日時や期間に設定しなければいけなかったかと言う必然性(おそらく利用者側由来の都合のみ)が勘案され考慮されると思います。最近の指導例ではケアプランに位置付けた全ての事業所に対して照会で済ませていた事例に関しては減算の指導があったと聞いています。また、以前懸案になった毎月のモニタリング訪問が出来なかった「やむを得ない(特段の)事情」に於いて、「利用者の死亡」と言う不可避な状況についての判断も、例えば当該利用者が死亡されるまでほぼ完璧に毎月のモニタリング訪問が出来ていたケ

ースと、度々モニタリング訪問が出来ず運営基準減算を繰り返していたケースとでは判断が分れるのではないのでしょうか？ 後者のケースで亡くなられた月に限って特段の事情と判断してもらうというのは少々虫が良すぎると言う気もします。こういった点を踏まえますと、何日付の書類の有無ではなく日々のケアマネジメント業務がきちんとされているか？と言うことが重要であるのは明確です。

今回取りあげた質問の多くはサービス担当者会議の実施日にまつわるものが殆どでしたが、当会に寄せられる運営基準減算にかかる質問についても同様のものが大半が占められ、皆さんがこう言った日付や書類などに非常に神経をとがらせ日々業務されている事を強く感じます。過去の指導がこう言った視点で行われたことにより一部(若しくは大半)の介護支援専門員の視点がそちらへ向いたのかは定かではありませんが、介護支援専門員がケアマネジメントプロセス本来の目的とは違うところに労力や神経を傾注すること自体如何なものかと思えます。確かに居宅介護支援事業所運営にあたって、運営基準減算は大きな問題ですし関心事には違いありませんが、前述のプロセス一つひとつの意味(意義)を理解しそれを生かす業務を行えば自然と運営基準減算はなくなるものと思えます。まとめますと、これからは書類の有無やその日付だけでなく、帳票類も含めた記録のなかでプロセス一つひとつの目的が果たせ、ケアマネジメントの本質が担保されているかが読み取れるか？という視点をもちながら業務に当たることがより一層重要かと、またそれが介護支援専門員の本質かと考えます。

また、冒頭でもお知らせしましたが、介護保険最新情報vol.155『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」でサービス担当者会議に関連する部分についてを抜粋します。

項 目	意 見 へ の 対 応
1 居宅介護支援	
(2) 居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について	居宅サービス計画書の更新(変更)については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福局企画課、以下「基準の解釈通知」という)の「第二指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」において、

<p>(2) 居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について</p>	<p>①モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等に応じて居宅サービスを変更（⑫居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）</p> <p>②介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合^(※)には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする（①居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取）と規定しているところである。</p> <p>したがって、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という）においても、モニタリングにより利用者の状態（解決すべき課題）に変化が認められる場合や、要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新（変更）を求めているところであり、これを周知徹底したい。</p> <p>※基準第13条14</p> <p>介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。（中略）</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>
<p>3 ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプランの作成）</p>	<p>「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」（以下、「基準の解釈通知」という）の「第Ⅱ指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3運営に関する基準」の「(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「⑮居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という）の第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。なお、「利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。</p>
<p>①サービス提供の曜日変更</p>	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>
<p>②サービス提供の回数変更</p>	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>
<p>③利用者の住所変更</p>	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>
<p>④事業所の名称変更</p>	<p>単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>
<p>⑤目標期間の延長</p>	<p>単なる日標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に日標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>

⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
⑦目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
⑨担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と同面識を有していること)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
上記①～⑨共通	なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
4 ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)	基準の解釈通知のとおり、「 軽微な変更 」に該当するものであれば、 例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない 。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性	単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「 軽微な変更 」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、 必ずしも実施しなければならないものではない 。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性	ケアプランの「 軽微な変更 」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、 必ずしも実施しなければならないものではない 。ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。

事務局からのお知らせ

information

【府民公開講座について】

平成22年度府民公開講座を下記のとおり開催いたします。
 講演：自宅で大往生～「ええ人生やった」と言うために
 講師：中村 伸一 医師（福井県 国民健康保険 名田庄診療所）
 日時：平成22年11月13日（土）午後2時～4時
 場所：京都テルサ 3階 大会議室（京都市営地下鉄烏丸線 九条駅下車）

【第7回臨時総会について】

第7回臨時総会を下記にて開催いたしますのでご予約ください。詳細は後日改めてご案内いたします。
 日時：平成22年12月25日（土）午後2時～（午後1時30分 受付開始予定）
 場所：ハートピア京都（京都市営地下鉄烏丸線 丸太町駅下車）

【住所・氏名・勤務先等を変更された方へ】

住所・氏名・勤務先等を変更された方は、「住所・氏名・勤務先等変更届」をご提出いただきますようお願いいたします。変更届の用紙をお持ちでない場合は送付させていただきますので、事務局までご連絡ください。

編集後記

先日、主任介護支援専門員の研修が終了しました。多数の方々が修了をされました。自己研鑽につながることや業務を行う中、「これでよいのだろうか」他の介護支援専門員は「どのように支援をされているのだろうか」などの情報収集を盛んにされていました。介護保険サービスや保健・医療・福祉サービスを提供する人達との連携の調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術習得することを目的としています。多くの方が習得され介護支援専門員の地位確立、質の向上につながっていければと思います。

最近、早朝に自宅周辺を散歩したり、休日に高原や滝、山々の散策をしていると、普段見たことのない草花や風景など周囲に目が向き、視点が違うことで新たな発見をすることが沢山あります。介護の現場においても同じことがいえるのではないのでしょうか。認知症になっても、障害があっても、また独り暮らし、夫婦二人暮らしであっても自分らしく安心して生活が出来るように、私たち介護支援専門員が「何が出来るのか」「何をしなければならないのか」共に悩み、語り学びあえる環境を充実させ、違った視点も養っていくために、ブロック会員の方々と協力しながら研修等も共に企画出来ればと思っています。

南山城ブロック 伊佐いく子

京都ケアマネポート34号

2010年10月1日発行

発行人 上原 春男

編集委員長 松本 善則

発行元 社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: kyotocaremane@wine.ocn.ne.jp